

# 平成22年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業 募集要領

## 1 事業の目的

近年、青少年を取り巻く状況は厳しさを増し、いじめや児童虐待などの事件・事故が相次ぎ、インターネットや携帯によるトラブルなど、子ども・若者をめぐる課題は極めて複雑・深刻化し、これらへの対応は緊要な課題となっている。

このような中、県内には、自然体験・スポーツ活動をはじめ、子育て支援や悩み相談、青少年リーダーの養成などの活動を通じて、青少年の課題解決や健全育成に積極的に取り組む民間団体やグループ等が数多くあるが、その殆どは活動資金やマンパワーが不足するなど運営基盤が脆弱であり、これらへの支援策を構築し、活動の活性化を図ることが強く求められている。

兵庫県青少年本部では、企業や社会奉仕団体、個人等から託された寄付金を原資として、地域の青少年団体やグループ等が行う青少年育成活動を支援する「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業を実施する。

## 2 助成対象団体等

「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業の対象となる団体は、兵庫県内で青少年の健全育成のための活動を行っている青少年団体・グループ等であって次の各号の条件を満たす者とする。

- (1) 定款又は規約等の会則を有し、代表者又は責任者が明確であること。
- (2) 5名以上の会員又は構成員を有し、団体として独立した経理を行っていること。
- (3) 原則として、兵庫県域で活動していること。
- (4) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体でないこと。
- (5) その他公共の福祉に反した活動を行う団体でないこと。

## 3 助成対象事業

「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業の対象は、次に掲げる青少年の健全育成を目指す事業とする。

- (1) 青少年育成活動に資する事業
- (2) 青少年の社会参加活動
- (3) 青少年非行防止活動
- (4) 青少年リーダー養成事業
- (5) その他上記に準ずるもので理事長が認めた事業

## 4 助成の金額及び対象期間

### (1) 助成金額

事業費の1/2以内の額で、1件当たり10万円を限度とする。ただし、千円未満は切り捨てる。

なお、金額については、採択された場合でも、予算の範囲内で必要と認められる額に変更する場合がある。

### (2) 助成件数

当該年度の採択は、1団体につき1件とする。

(3) 事業実施対象期間

平成22年4月1日（木）から平成22年9月30日（木）までとする。

## 5 事業スキーム等

(1) 公募と採択

公益財団法人兵庫県青少年本部(以下、「青少年本部」という。)が候補案件を公募し、学識経験者、行政・青少年本部関係者等で構成する事業推進委員会における審査を経て採択する。

(2) 事業の中間報告

採択後、青少年本部及び事業推進委員会は、本事業が円滑かつ効果的に実施されるよう、進行状況及び事業の効果等について中間報告を求めることができる。

(3) その他重複提案の制限

申請しようとする事業が、国・県・市町等、他の公的機関からの補助制度による助成を受けている場合は、その事業に対する助成を申請することはできない。

(4) 「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業は、同一年度内はもとより、年度をまたがる場合においても連続して助成申請することができない。

## 6 募集・応募

(1) 申請書等の提出

助成を希望する団体は、以下の申請書類を青少年本部に提出することとする。

- ① 平成22年度上期「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業申請書（様式1）
- ② 定款又は規約等の会則・会員名簿・前年度決算書など、助成対象団体であることを確認できる資料（様式は任意）
- ③ 事業概要・団体紹介パンフレットなど、助成対象事業であることを確認できる資料（様式は任意）
- ④ 提出された申請書等は返却しない。また申請書類の記載内容は、当該審査以外には使用しない。

(2) 募集期間

募集の期間は、次のとおりとする。

平成22年1月18日(月)～3月1日(月) (必着)

(申請書は持参又は郵送により提出)

(3) 提出先（問合せ先）

「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業申請書の提出先及び本件全般に関する問合せ先は以下のとおり。

<p>【事務局】</p> <p>★「ひょうご子ども・若者応援団」事務局★</p> <p>公益財団法人 兵庫県青少年本部</p> <p>企画調整部 ひょうご子ども・若者応援団担当（中村、折出、合楽）</p> <p>〒650-0011</p> <p>神戸市中央区下山手通4丁目16-3 兵庫県民会館 8階</p> <p>TEL 078-891-7410 FAX 078-891-7418</p> <p>E-mail ouendan2008@seishonen.or.jp</p>
---

## 7 支援の対象経費及び自己資金について

(1) 対象となる経費

助成費（消費税込）の対象となるのは、当該事業の遂行に必要な以下の経費とする。

費目	対象となる経費
① 謝金	外部から招聘するセミナー等の講師、キャンプ・野外活動等の専門技術指導者等にかかる報償費・謝金
② 旅費	同上の旅費、スタッフの事業参加のための交通費
③ 会議費・会場費	準備委員会等の会議室借上料、茶菓代、事業当日の会場借上料等
④ 消耗品費	事業実施に必要な文房具、消耗品、案内等の郵送費等
⑤ 資料・資材購入費	事業実施に必要な資料・チラシ等の印刷費、資材等の購入費等
⑥ その他経費	事業参加者への保険料、事業に使用する器材のレンタル・リース料、その他特に事業の執行に必要と認められる経費

※ 講師謝金、専門家技術指導謝金については、一人につき一日 30,000 円を上限とする。

※ 助成する団体の構成員への謝金は、対象としない。

※ スタッフの旅費・交通費は、事業の遂行に必要なものに限り対象とし、原則として実費額とする。

※ 一般参加者の交通費は、対象としない。

※ 備品・装置の設置費及び既存の備品等の修繕費は対象としない。

※ 事業に直接関係ない消耗品、飲食代、他者に対する寄付金・分担金・会費等は対象としない。

※ 事務局人件費・賃料・光熱水費・電話代等一般管理費に相当するものは対象としない。

(2) 自己資金等

自己資金については、事業への一般参加費、主催団体の自主財源、主催団体の構成員の負担金、民間団体・支援者からの助成等を充てる。

(3) 助成事業費の執行

助成事業費は、助成を受けた団体の代表者又は、代表者に準ずる者の責任において執行する。

なお、助成事業費は、その執行が適正でないと認められた場合、又は事業が変更・中止された場合等には、助成の決定を取り消し、支払った助成金の返還を求めることがある。

## 8 助成事業の実績報告及び額の確定と支払

(1) 事業実績報告書及び助成費請求書の提出

事業の完了した日から一ヶ月を経過した日又は平成22年11月1日(月)のいずれか早い日までに、「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業実績報告書(様式3)、事業の結果概要報告書(様式任意)、及び事業記録としての写真を提出すること。

(2) 証拠書の添付

上記事業実施報告書に、下記の対象事業経費にかかる証拠書(領収書の写しなど)を添付すること。ただし、支払いがあった会議・プログラム等の開催概要(実施年月日、実施場所、参加者名簿又は人員等)を実績報告書に記載のこと。

費 目	証 拠 書
① 謝 金	ア 謝金・旅費の計算書
② 旅 費	イ 支払った相手方の受領書
③ 会議費・会場費	ア 対象経費の請求書、 イ 同 領収書(軽微なものはレシートも可)
④ 消耗品費	
⑤ 資料・資材購入費	
⑥ その他経費	

(3) 助成事業費の確定

事業実績報告書の提出を受け、適正と認めたときは、助成対象事業費及び助成費を確定し、「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業費確定通知書(様式4)により通知する。

(4) 請求及び支払

活動助成団体からの「ひょうご子ども・若者応援団」助成事業費請求書(様式5)の提出を受け、これに基づいて申し出の銀行口座等に振込等により事業費を支払う。

(5) 帳簿等の具備

活動助成団体は、助成事業にかかる収支を記載した帳簿又はこれに類する書類を具備すること。また、これの提出を求めることがある。

## 9 活動助成事業の公表等

助成事業の実績は、青少年本部の広報媒体等で公表する。